

★ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における
県税の課税免除に関する条例（条例第十五号）（税務課）

一 制定の要旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に規定する産業振興促進区域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行うため、この条例を制定した。

二 施行期日等

令和三年七月十二日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

★ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第十六号）（中山間地域振興課）

一 改正の要旨

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新法」という。）が制定されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県中山間地域振興条例	新法の制定を踏まえた中山間地域の定義の見直し等関係規定の整備
例 広島県営住宅設置、整備及び管理条例	引用する法律の題名及び引用条項の整理

二 施行期日等

1 施行期日等

令和三年七月十二日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

2 経過措置

新法附則第七条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域について、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（みんなで減災推進課）

一 改正の要旨

災害対策基本法の一部が改正されたことなどを踏まえ、避難情報に関する規定を見直すなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年七月十二日

★ 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（総務課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、情報提供等記録の訂正の実施をした場合における手続について、必要な規定を整理した。

二 施行期日

令和三年九月一日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（人事課）

一 改正の要旨

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当等について、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和三年七月十二日

★ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（人事課）

一 改正の理由

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 次の知事等に支給する給料の月額を、次の割合に相当する額を減じた額とした。

区	分	割合
一 知事		一〇〇分の一二
二 副知事		一〇〇分の一〇
三 教育長		
四 病院事業の管理者		
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員		

2 特例措置の期間は、令和三年八月一日から令和三年十一月二十八日までとした。

三 施行期日

令和三年八月一日

★ 広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（財政課）

一 改正の要旨

動物用生物学的製剤管理手数料の新設など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	動物用生物学的製剤管理手数料の新設
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う医薬品保管製造所登録申請手数料等の新設等
広島県港湾施設管理条例	臨港道路の通行料の改正

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 広島県手数料条例の改正のうち動物用生物学的製剤管理手数料の新設及び2の措置 令和三年七月十二日
- (二) 広島県手数料条例の改正のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する手数料等の新設等 令和三年八月一日
- (三) (一)及び(二)以外の改正 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日

2 経過措置

広島県手数料条例の改正のうち、医薬品の保管製造所の登録の申請に係る手数料等について、必要な経過措置を設けた。

★ 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十
二号）（財政課）

一 改正の要旨

県が保有する株式の譲渡に伴い、広島空港ビルディング株式会社を知事の調査等の対
象から除くため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年七月十二日

★ 広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）
（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、個人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税及び産業廃棄物埋立税等に関する規定を改正した。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

- (1) 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が納税義務者に還付すべき金額に、投資一任契約に係る一定の費用に一定の割合を乗じて計算した金額を加えた。
- (2) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定保有株式を適用対象から除外した。
- (3) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和十七年度の個人の県民税まで延長する等の措置を講じた。
- (4) 個人の県民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族を年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限った。

(二) 法人の事業税

電気供給業のうち、電気事業法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金一億円以下の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課するものとし、税率を次のとおりとした。

(1) 資本金一億円超の普通法人

- (i) 収入割 百分の〇・七五
 - (ii) 付加価値割 百分の〇・三七
 - (iii) 資本割 百分の〇・一五
- (2) 資本金一億円以下の普通法人等

(i) 収入割 百分の〇・七五

(ii) 所得割 百分の一・八五

(三) ゴルフ場利用税

特別徴収義務者に保存等を義務付けている帳簿について電磁的記録等で行う場合に必要な知事の承認を廃止した。

(四) その他

- (1) 県外で発生した災害等により県税の申告等ができないと知事が認めるときは、地域及び期日を指定して、当該申告等の期限を延長するものとした。
- (2) 所定の税務関係書類へのなつ印を廃止した。

2 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正

特別徴収義務者に保存を義務付けている帳簿について電磁的記録等で行う場合に必要な知事の承認を廃止した。

二 施行期日

1 2から4まで以外の改正 令和三年七月十二日

2 一 1 (一)(1)、一 1 (三)及び一 2 の改正 令和四年一月一日

3 一 1 (二)の改正 令和四年四月一日

4 一 1 (一)(4)の改正 令和六年一月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十四号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

- 1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務のうち、卸売販売業者の法令遵守体制の確保に係る措置命令		広島市、呉市及び福山市

- 2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 令和三年八月一日
- 2 二2（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例に関するものに限る。）の改正 令和四年四月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十五号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、書面に代えて、電磁的記録により諸記録の作成等を行うことができることとするなど、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	規定の整理
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により対応できることとするなど関係規定の整備
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	規定の整理
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により対応できることとするなど関係規定の整備
社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	規定の整理
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	規定の整理

二 施行期日

令和三年七月十二日

★ 広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（医療介護保険課）

一 改正の要旨

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、令和三年度から令和五年度まで及び令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還期限が延長されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年八月一日

★ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（社会援護課）

一 改正の要旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、感染症及び非常災害対策を強化するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年八月一日

★ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（道路企画課）

一 改正の要旨

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正されたことを踏まえ、旅客特定車両停留施設の構造基準に関する規定を設けるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年八月一日

★ 広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、情報提供等記録の訂正の実施をした場合における手続について、必要な規定を整理した。

二 施行期日

令和三年九月一日